

いる。

- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入及び他会計からの受入額を計上している。
- ・「自己収入」には、診療収入、医療技術開発等研究収入、運用益及び雑収入を計上している。
- ・「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・「入院患者収入」には、入院患者の入院料、その他診療に伴う収入及び文書料収入を計上している。
- ・「外来患者収入」には、外来患者の診療に伴う収入、委託又は法令の規定により健康診断を行った場合の収入及び文書料収入を計上している。
- ・「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附随する間接経費を計上している。
- ・「運用益」には、財政融資資金に預託している積立金の運用に係る利子収入を計上している。
【法第 17 条】
- ・「雑収入」には、検査及び使用料収入、公務員宿舎貸付料収入等及び無償で物を受入れたとき（寄付、所属替受、管理換受等）、誤謬訂正で増加したときの帳簿価格及び他の科目に属さない利益の額を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、財源の一部に充てるため的一般会計からの受入額を計上している。
【法第 19 条】
- ・「一般会計からの受入」には、経営費・施設整備費等の財源の一部に充てるため的一般会計からの受入額を計上している。
【法第 19 条】
- ・「無償所管換等」には、効率的な利用を図る等の目的で無償所管換により受入れた財産と譲渡した財産との差額を計上している。
- ・「資産評価差額」には、5 年に一度行われる国有財産の価格改定による評価差額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・「看護師養成所収入」には、国立看護大学校における授業料等の収入を計上している。
- ・「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附隨する間接経費を計上している。
- ・「運用収入」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、公務員宿舎貸付料、建物及物件貸付料等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、経営費・施設整備費等の財源の一部に充てるため的一般会計からの受入額を計上している。
【法第 19 条】
- ・「資金からの受入」には、経営費及び施設整備費の財源として積立金より受け入れられる額を計上している。
【法第 16 条第 2 項】
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金のうち施設整備費等の翌年度への繰越額の受入額を計上している。
【法第 16 条第 1 項】
- ・「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「医薬品費」には、医薬品の購入に係る支出を計上している。
- ・「食糧費」には、患者用食糧の購入に係る支出を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。

- ・「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施に係る経費を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、最近の国の財政状況を勘案して行う改革推進公共投資事業償還金の法附則第4項の規定による産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源への充当金及び特別会計の恩給負担金を計上している。

【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルコトニ関スル法律】

【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・「庁費等の支出」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・「その他の支出」には、旅費及び諸謝金等を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、建設途中であるが、部分払い等により支払った金額を計上している。
- ・「借入金による収入」には、施設の整備財源として財政融資資金からの借入れによる収入額を計上している。
【法第9条】
- ・「借入金の返済による支出」には、国債整理基金特別会計への繰入による借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、国債整理基金特別会計への繰入のうち、借入金に係る支払利息を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、歳入歳出決算上の剩余金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剩余金を計上している。

<特別会計固有の表示科目の内容>

i 基金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第3条に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第15条第1項及び第2項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益（損失）を、組入れ（減額し）て整理している。

ii 積立金

当特別会計においては、法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剩余金（翌年度への繰越額に相当する金額を除く。）を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

また、法第17条により積立金を財政融資資金に預託しており、預託金運用により生じる利子収入を預託金利子収入として歳入へ受け入れている。

<「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容>

i 「一般会計からの受入」

国立高度専門医療センターの経費に充てている。